

諮問番号：令和3年度 諮問第5号

答申番号：令和3年度 答申第6号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

(1) 請求人は、障害者地域共同作業所の運営事業及び障害者の自立支援事業を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）である。

(2) 請求人は、税務署及び道税事務所に、請求人が行っている共同作業所の自立支援事業で製造した商品の販売が収益事業に該当するかどうかを相談し、収益事業に該当するとの判断に基づき申告手続きを行ってきた。

(3) しかし、法人市民税の均等割については、減免申請の時点で事業内容が確認され、特定非営利活動法人で公益性の高い事業を行っているとのことで、札幌市において減免承認がなされたことから、処分庁が請求人に行った本件処分（令和3年2月26日に行った法人市民税の均等割に係る減免承認取消処分（以下「本件取消処分」という。）及び法人市民税の法人税割に係る更正処分（以下「本件更正処分」という。）をいう。以下同じ。）は違法であるとともに、信義則に反するものである。

(4) 処分庁は、請求人の事業について実態により判断すべきである。

2 処分庁（札幌市長）の主張

(1) 特定非営利活動法人に係る法人市民税の減免については、収益事業を行わない者を対象としているところ、請求人は、平成18年4月から収益事業を行っていることから、減免の対象とはならず本件取消処分を行うとともに、本件更正処分

を行ったものである。

- (2) 収益事業の実施の有無は税務署の判断に基づくものであり、処分庁においては、これまでの減免承認は、請求人からの申請内容に虚偽の記載はないとの前提で行ってきたものであるが、請求人は、収益事業を行っているとの認識があるにもかかわらず、処分庁に対し「税務署において法人税法に規定された収益事業を行っていないことの確認を得ている」という虚偽の事実を記載し減免申請を行ってきたものである。
- (3) また、処分庁においては、法人税法（昭和40年法律第34号）上の収益事業を行っている場合は減免とならないことを文書等で案内しており、請求人に収益事業を行っているとの認識があったのであれば、そもそも減免の対象とならないことも認識できたはずである。
- (4) よって、本件処分は適法かつ正当なものであって、信義則に反するものではない。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 処分庁は、請求人が収益事業を行っていない団体であるとして、毎年度申請のあった法人市民税の均等割の減免について、それぞれ承認を行っていた。

なお、直近5年間の当該減免に係る状況は次のとおりで、減免額はいずれも均等割額の全額である。

申請年度	申請日	承認日
平成28年度	平成28年5月12日	平成29年1月27日
平成29年度	平成29年5月22日	平成29年8月15日
平成30年度	平成30年5月28日	平成31年1月29日
令和元年度	令和元年5月7日	令和元年6月7日
令和2年度	令和2年4月16日	令和2年5月15日

イ 令和2年10月22日、処分庁は、札幌道税事務所から通知された文書（法人税の更正又は決定に係る法人税額等一覧表）において、平成31年3月期の法人道民税の法人税割の課税標準となる法人税額が〇円となっていたことから、

同事務所に確認を行ったところ、同事務所では、請求人は設立当初から収益事業を行っている法人として把握しており、以前から法人道民税の確定申告書が提出されているとの回答を得た。

ウ 令和2年11月4日、処分庁は、○税務署（以下「本件税務署」という。）に対し、請求人の収益事業の有無等について文書照会を行った。

エ 令和2年11月6日、本件税務署より前記ウの照会に対する回答があり、処分庁は、請求人が平成18年4月1日から収益事業を行っていることを確認した。

オ 令和2年11月16日、処分庁の職員は、請求人に対し、減免承認の取消し及び確定申告書の提出について電話で説明を行った。

カ 令和2年11月18日、処分庁は、請求人に対し、時効が成立していない直近5年分の確定申告書の提出を文書により依頼し、期限までに提出がなければ、減免の取消し及び更正処理を行う旨を通知した。

キ 令和3年1月14日、処分庁の職員は、本件税務署を訪問し、請求人に係る法人税の確定申告関係書類を閲覧した。また、本件税務署の担当者から、確定申告書が提出されており、添付資料の内容から収益事業を行っている法人として把握しているとの回答があった。

ク 令和3年2月26日、処分庁は、本件処分を行った。

ケ 令和3年5月28日、請求人は、処分庁に対し、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 判断

ア 特定非営利活動法人のうち収益事業を行わない者については法人市民税の減免要件に該当するが、この収益事業の範囲は、法人税法で定める収益事業の範囲と共通するものである。

本件処分は、処分庁が本件税務署に収益事業の有無について照会し、本件税務署から、請求人が平成18年4月1日から収益事業を行っているとの回答を得て行ったものであり、本件税務署に対し収益事業に係る申告手続を行っていること自体については請求人も認めている事実であることから、請求人に対し本件取消処分を行った処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

イ 地方税の徴収権については、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しな

いことによって時効により消滅するとされているところ、時効が成立していない平成 28 年度以降の法人市民税について均等割の減免承認を取り消したことに違法又は不当な点はない。

ウ 本件更正処分において決定した税額についても、更正通知書の記載内容は関係法令の規定に基づき算定したものと認められることから、違法又は不当な点はない。

エ 請求人は、書面のみではなく実態で判断すべきであると主張しているが、請求人は税務署や道税事務所において収益事業に係る申告手続を行ってきた事実を認めており、また、事実と異なる内容を減免申請の理由として申請書に記載し、処分庁に提出していることを踏まえると、そもそも法人市民税の減免判定の要件である「収益事業」の範囲が国税及び地方税で共通するものである以上、処分庁において請求人の主張に応じなければならない義務があるとは認められない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和 3 年）

6 月 11 日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員 2 名を指名し、その旨を審理関係人に通知
7 月 6 日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
8 月 5 日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
9 月 21 日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
9 月 28 日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第 4 裁決書案の要旨

前記第 3 の 1 (2) と同旨である。

第 5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和 3 年）

11 月 4 日	審査庁が、本審査会に諮問
11 月 18 日	請求人が、本審査会宛てに主張書面を提出
12 月 22 日	第 1 回調査審議（令和 3 年度第 5 回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

区内に事務所又は事業所を有する法人に課す市民税については、均等割額及び法人税割額の合算額によることとされている（札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「条例」という。）第18条第1項）。

このうち、当該法人に課される均等割の税率については条例第26条第2項に規定されており、特定非営利活動法人については同項の表第1号アに該当することから、年額5万円とされている。

一方、法人税割については、その課税標準は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第4号に規定する法人税額等とされており（条例第28条の5第1項）、令和元年9月30日までに開始した事業年度分の法人市民税の税率については100分の9.7とされているとともに、特例が定められている（札幌市税条例の一部を改正する条例（平成29年条例第24号）第2条の規定による改正前の条例第28条の5第2項並びに附則第5条の2及び第5条の3第1項並びに札幌市税条例の一部を改正する条例附則第2条第4項）ほか、特定非営利活動法人に対する法人税割については、区内に収益事業等を行う事務所又は事業所を有するものに課するとされている（条例第18条第4項）。

ところで、特定非営利活動法人は法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなすとされ（NPO法第70条第1項）、公益法人等については収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は退職年金業務等を行う場合に限り、法人税の納付義務が生じることとされている（法人税法第4条第1項）。

そして、収益事業を行う特定非営利活動法人は、法人税について各事業年度の終了の日の翌日から2月以内に税務署長に対し申告書を提出しなければならないところ（法人税法第74条第1項）、当該申告書を提出する義務のある特定非営利活動法人は、法人市民税について、当該申告書の提出期限までに当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した法人市民税額を納付しなければならないとされている（法第321条の8第1項及び条例第33条の5第1項）。

一方、収益事業を行わないことから法人税に係る申告書を提出する義務がなく均等割のみを課される特定非営利活動法人の場合は、毎年4月30日までに前年4月1日

から3月31日までの期間中の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならないとされている（法第312条第3項第4号及び第321条の8第19項並びに条例第33条の5第1項）。

これらの法人市民税については、法において天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより減免することができる（法第323条）と定められていることを受け、札幌市では、公益社団法人及び公益財団法人のほか、これに準ずべき者が減免を申請することができ、当該申請があった場合、市長において特にその必要があると認める者に限り、減免することができるように定めている（条例第35条第1項及び第3項）。

この公益社団法人及び公益財団法人に準ずべき者については、法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割を課されるものとした上で、「特にその必要があると認める者」については収益事業を行わない者とし、その減免割合は均等割額の全額としている（法人市民税均等割の減免基準について（昭和59年7月13日札税制第399号税政部長通知。以下「減免基準通知」という。))）。

この収益事業の範囲は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第47条及び地方税法の施行に関する取扱い（市町村税関係）（地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知別添1））第2章8によるものとするとしており（減免基準通知2(1)）、このことから法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものが減免基準通知における収益事業の範囲となる。この収益事業の範囲については、法人税法における収益事業及び法人市民税の法人税割を課すべき市町村の判断に係る収益事業の範囲と同一である（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条並びに地方税法施行令第7条の4及び第47条）。

また、法第321条の8の規定により法人市民税の申告書の提出があった場合において、当該申告に係る法人税額又はこれを課税標準として算定した法人税割額が、その調査によって、法人税に関する法律の規定による法人税額又はこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したときは、これを更正するものとしてされている（法第321条の11第1項）。

そして、法人市民税の更正の期限については、法定納期限の翌日から起算して5年

を経過した日以後においてははすることができないとされている（法第 17 条の 5 第 1 項）とともに、地方税の徴収権についても、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって時効により消滅するとされている（法第 18 条第 1 項）。

そこで、本件について見ると、請求人は、法人税についての確定申告書を本件税務署に提出しており、平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの各事業年度においては法人税が生じていることが認められる。

一方、請求人は、平成 28 年度から令和 2 年度までの法人市民税について、法第 321 条の 8 第 19 項の規定による申告を行っており、同条第 1 項の規定により申告する必要がある法人税額やこれを課税標準として算定した法人税割額について、申告を行っていないことが認められる。

また、前記の法人市民税の申告の際には、法人税法に規定された収益事業を行っていないとして当該法人市民税の減免を併せて申請していることが認められ、特に平成 28 年度から平成 30 年度までの法人市民税に係る減免申請書においては、税務署において法人税法に規定された収益事業を行っていないことの確認を得ている旨の記載を行っていることが認められる。

ところで、特定非営利活動法人の法人市民税の減免については、前記のとおり、収益事業を行わない者について行うと定めているところ、法人市民税を含む市民税の減免については主として担税力に着目して減免の判断を行うものであると解されており、法人税法においては収益事業を行う特定非営利活動法人は法人税を納める義務があるとされていることや公益社団法人等においても同様に収益事業を行う法人については減免の対象としていないことも考慮すると、収益事業を行う特定非営利活動法人について、特に法人市民税の減免の必要があると認める者に該当しないとして減免の対象としていないことが不合理であるということとはできない。

そして、処分庁は、請求人が法人税額等の申告を行わず、均等割についてのみの申告を行っている状況において、収益事業を行っていないとし、年度によってはそのことについて税務署の確認を得ていると記載して継続して減免申請を行ってきたことを踏まえて、処分庁は請求人について収益事業を行っていない者として減免を承認していたものと認められる。

この点、請求人は減免申請書に虚偽の記載をしたとの主張は当たらないとも主張しているが、税務署において法人税法に規定された収益事業を行っていないことの確認

を得ている旨の記載が事実と異なることは明らかであり、また、請求人が収益事業を行っていることから法人税の確定申告を行う必要がある特定非営利活動法人であることを処分庁が確認していることに加え、減免申請と同日に行った法人市民税の申告において法の規定により必要となる法人税額等を申告していないことを考慮すると、請求人の当該主張を認めることはできない。

したがって、これらの事情の下、事実と異なる減免申請によって請求人が収益事業を行っていない者であると誤認して行われた減免承認を取り消す本件取消処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、本件更正処分についても、請求人に法人税が生じていることが判明したことからこれと連動して課される法人税割を課すために行ったものであり、関係法令の規定に基づき適正に算定されているものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

次に、請求人は、公益性の高い事業を行っているとして減免が認められたのであるから、本件処分は信義則に反する旨主張する。

しかしながら、前記のとおり、特定非営利活動法人に対する法人市民税の減免は、公益性の高い事業を行っているか否かで判断するのではなく、収益事業を行っているか否かで判断することとしているものであり、処分庁への法人税額等の申告を行わず、収益事業を行っていないとして事実と異なる減免申請をした請求人に対して行った本件取消処分について、信義則に反するとの請求人の主張を認めることはできない。

さらに、請求人は、処分庁が請求人の事業について実態で判断すべきであると主張している。これは、法人市民税の減免に係る収益事業の有無の判断に当たっては法人税の課税状況等を離れて処分庁において独自に判断すべきである旨の主張を行っているものと認められるが、法人税額を課税標準として法人税と連動して課すこととなっている法人税割がある法人市民税において、その減免に係る収益事業の有無の判断においても法人税の課税状況等に応じて判断することが不合理であると認めることはできず、請求人の当該主張を認めることはできない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	林		賢	一
委員	片	桐	由	喜